

## 明治中期の石炭輸出と貿易商の動向：長崎港の場合 を中心に

原，康記

<https://doi.org/10.15017/4493076>

---

出版情報：経済学研究. 59 (3/4), pp.111-123, 1994-03-10. 九州大学経済学会  
バージョン：  
権利関係：

# 明治中期の石炭輸出と貿易商の動向

——長崎港の場合を中心に——

原 康 記

## 1. はじめに

幕末開港以前の時期には、石炭は専ら瀬戸内の塩田において需要があったが、開港後、とくに明治期には、生糸や茶と同様に輸出品として、あるいは船舶燃料用として需要が拡大した。開港後から明治にかけての外航海運用の石炭供給を含めて、石炭輸出については、すでに各方面から研究がなされており、また同時期の日本人貿易商は、多くの場合直輸出ではなく、居留地の外商を相手とする売買に従事するにとどまっていたことも知られている。しかし、それら日本の貿易商が外国資本の貿易支配にいかに対処したかについては、とくに長崎港の場合に限っていえば、なお充分には解明されていないように思われる<sup>(1)</sup>。

本稿は長崎港における石炭輸出を対象にして、日本の商人がいかに関与し、利益を確保しようとしたかを検討しようとするものである。その場合、個々の貿易商の経営資料を用いた事例研究を積み重ねていくことが望ましいが、本稿ではなし得ない。ここでは準備的考察として中小貿易商全体の動向を見ておくことを目的としたい。わけても日本の貿易商が結社によって団結しようとする動きとその不安定性に注目してみたい。

ところで日本の石炭輸出において、とりわけ明治20年代まで、その輸出港として重要な地位を占めたのは長崎であった。第1表は明治前・中期の長崎港における石炭輸出の状況を示した統計である。周知のとおり、明治初期までの貿易統計は信頼し得るものではなく、実際よりも過小に表示されているものと思われる。そのことを承知のうえで、あえておおまかな傾向を見ると、長崎港からの石炭輸出は明治前期を通じて順調に増大し、明治21年に頂点に達した後、停滞していることがわかる。また、相対的にも日本の石炭輸出において長崎が占める地位は高く、特別輸出港が開かれる明治22年頃まで日本全体の過半を占めていた。

長崎では、幕末期には石炭は全輸出の数%を占めるに過ぎなかったが、明治期に入ると、それまで

---

(1) 明治期の石炭輸出に関しては、隅谷三喜男『日本石炭産業分析』、長野暹「幕末期～明治30年における石炭貿易」(秀村選三他編『近代経済の歴史的基盤』)、杉山伸也「幕末・明治初期の石炭輸出と上海石炭市場」(新保・安場編『近代移行期の日本経済』)、春日豊「官営三池炭礦と三井物産—原蓄期三池炭礦の再生産構造—」(『三井文庫論叢』第10号)など参照。

第1表 石炭輸出統計

年	A 長崎石炭輸出量	B 長崎石炭輸出額	C 長崎総輸出額	D 全国石炭輸出額	B/A	B/C	B/D
明治1	-----	-----	\$ 1,988,190	\$ 73,854	---	---	---
明治2	18,610 t	\$ 74,440	\$ 1,323,268	\$ 101,680	\$ 4.0	5.6%	73.2%
明治3	30,880 t	\$ 138,960	\$ 1,325,539	\$ 159,117	\$ 4.5	10.5%	87.3%
明治4	94,320 t	\$ 470,600	\$ 2,380,646	\$ 483,130	\$ 5.0	19.8%	97.4%
明治5	54,000 t	\$ 324,000	\$ 2,742,786	\$ 573,527	\$ 6.0	11.8%	56.5%
明治6	93,442 t	\$ 467,210	\$ 1,899,793	\$ 489,278	\$ 5.0	24.6%	95.5%
明治7	107,298 t	\$ 536,490	\$ 2,179,154	\$ 551,360	\$ 5.0	24.6%	97.3%
明治8	164,140 t	\$ 834,926	\$ 2,061,804	\$ 871,795	\$ 5.1	40.5%	95.8%
明治9	150,841 t	\$ 754,205	\$ 1,869,058	\$ 776,237	\$ 5.0	40.4%	97.2%
明治10	157,542 t	\$ 708,939	\$ 2,078,806	\$ 717,819	\$ 4.5	34.1%	98.8%
明治11	200,107 t	\$ 853,784	\$ 2,398,501	\$ 857,322	\$ 4.3	35.6%	99.6%
明治12	191,689 t	\$ 749,966	\$ 1,982,027	\$ 754,669	\$ 3.9	37.8%	99.4%
明治13	282,706 t	\$ 1,068,148	\$ 2,298,591	\$ 1,085,337	\$ 3.8	46.5%	98.4%
明治14	285,022 t	\$ 1,094,205	\$ 2,381,606	\$ 1,104,438	\$ 3.8	45.9%	99.1%
明治15	320,141 t	\$ 1,150,843	\$ 3,313,390	\$ 1,177,343	\$ 3.6	34.7%	97.7%
明治16	383,154 t	\$ 1,270,413	\$ 3,107,344	\$ 1,357,975	\$ 3.3	40.9%	93.6%
明治17	482,417 t	\$ 1,601,648	\$ 3,772,513	\$ 1,809,573	\$ 3.3	42.5%	88.5%
明治18	619,195 t	\$ 1,731,891	\$ 3,496,257	\$ 1,975,967	\$ 2.8	49.5%	87.6%
明治19	589,301 t	\$ 1,844,790	\$ 4,789,446	\$ 2,208,949	\$ 3.1	38.5%	83.5%
明治20	586,567 t	\$ 1,819,869	\$ 4,079,394	\$ 2,337,806	\$ 3.1	44.6%	77.8%
明治21	770,710 t	\$ 2,296,177	\$ 5,474,698	\$ 3,186,038	\$ 3.0	41.9%	72.1%
明治22	641,150 t	\$ 2,591,313	\$ 6,060,930	\$ 4,346,639	\$ 4.0	42.8%	59.6%
明治23	516,194 t	\$ 2,326,745	\$ 4,201,492	\$ 4,796,089	\$ 4.5	55.4%	48.5%
明治24	474,943 t	\$ 2,023,711	\$ 3,764,536	\$ 4,749,735	\$ 4.3	53.8%	42.6%
明治25	418,276 t	\$ 1,526,941	\$ 3,275,839	\$ 4,571,984	\$ 3.7	46.6%	33.4%
明治26	381,631 t	\$ 1,221,143	\$ 3,124,691	\$ 4,817,913	\$ 3.2	39.1%	25.3%
明治27	324,761 t	\$ 1,262,143	\$ 3,373,773	\$ 6,578,461	\$ 3.9	37.4%	19.2%
明治28	374,862 t	\$ 1,613,622	\$ 3,987,526	\$ 7,604,789	\$ 4.3	40.5%	21.2%
明治29	404,215 t	\$ 1,764,462	\$ 4,637,455	\$ 8,879,255	\$ 4.4	38.0%	19.9%
明治30	392,849 t	\$ 1,979,991	\$ 4,701,452	\$ 11,545,800	\$ 5.0	42.1%	17.1%

資料：“Commercial Reports” (Irish University Press, Area Studies Series, JAPAN), 『横浜市史 資料編二 日本貿易統計』

備考：原資料中の重量単位 picul は60kgで換算し、さらに1000kgを1 tとして換算。貨幣単位£ (ポンド) は“Commercial Reports” 記載の各年のレートでドルに換算。---部分は原資料中に記載なし。

A, B, C の数値は長崎港の分のみ。長崎県内の他の港 (口之津) は含まない。外国船舶燃料用を含む。

輸出品の筆頭であった茶に代わって石炭が最大の輸出品となった。そして明治8年以降、長崎からの全輸出額のおよそ4割を超えていた。

本稿で対象とするのは主として明治20年代であり、長崎港の石炭輸出が繁栄の頂にありながらも、特別輸出港の開港により、相対的な地位の低下に向かいつつある時期にあたる。こうした背景のもとで、日本の商人が貿易の外商支配を排除しようとする動きが見られるのである。

明治中期の石炭輸出と貿易商の動向

第2表 長崎港における石炭流通関係会社

会社・所在地		明治13年	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	開業年月
三井物産長崎支店	浦五島町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	明治9年8月
炭集社	江戸町	○	○	○	○														明治13年6月
貿易石炭会社	平戸町					○	○	○											明治17年12月
島田商社	浦五島町						○	○	○										明治18年6月
長崎石炭会社	江戸町								○	○	○	○	○	○	○				明治20年8月
金丸商会	浦五島町								○	○									明治20年4月
三徳商会	西浜町										○	○							明治22年10月
成礦社	西浜町												○	○					明治24年4月
長崎石炭合資会社	江戸町															○	○	○	明治27年2月

資料：『長崎県統計書』各年度。

備考：上記資料中「石炭売捌」「石炭売買」「石炭貿易」「石炭取扱」等の記載がある会社を載せた。上記の会社以外に、明治14年4月、三菱が高島炭坑を取得し、同炭坑事務所を設置している。

## 2. 貿易石炭会社の成立

第2表は明治20年代までに長崎区内に設立された石炭流通にかかわった会社の一覧である。周知のように、三井物産は三池炭輸送のために、すでに明治9年8月に、他の開港場に先がけて長崎に支店を開設していた。地元の事業者によって設立されたと思われるものとしては、明治13年6月に「石炭売捌」を業務とする炭集社が長崎区江戸町に資本金4500円をもって開業した例があるが、同社は営業年限を10ヶ年としながら、明治16年までしか存在した記録がない。ついで明治18年6月に「石炭売買」を行う島田商社が資本金2500円で区内浦五島町に開業しているが、これも2年ほどしか存在していないようで、これら両社について詳しいことは不明である。

それとほぼ同じ時期に石炭貿易を業務とする会社が長崎区平戸町に設立される運びとなり、明治18年2月末に設立願いが出されている。そうして成立した貿易石炭会社の社長は長崎の貿易商であった三原啓三郎で、同社の目的は「石炭貿易を整頓して競争売下げの弊を防ぐ」ことにあった<sup>(2)</sup>。当時、長崎港内の石炭売買は競争の弊害が多く、そのため石炭貿易商人が団結して規約を整え、会社を成立させようとする気運が一部の商人の間で高まっていたのである。

こうしたことの背後には、なお日本商人による直輸出が一般的でないという事情があった。後の明治19年に至っても「石炭直輸の当港よりするものハ三井物産会社の上海に輸出するのみと云ふも不可なく」<sup>(3)</sup>、また「上海にて石炭を売捌く本邦人ハ旧三菱会社、三井物産会社の二社に過ぎざるなり」<sup>(4)</sup>という状態であった。中小商人の石炭輸出は外商に対する売込みにとどまっておき、そのためとかく中国人貿易商に「商権を占められ売買上大に不便を来すことあるより、貿易会所頭取三原啓三郎氏等の発企にて、当港石炭商人を団結して一会社を設けん」ために、その設立が計画されたのであった<sup>(5)</sup>。

(2) 「貿易石炭会社」(『鎮西日報』明治18年2月28日 以下『鎮西』と略す。掲載年月日は略記する〔明治=M〕)

(3) 「石炭直輸」(『鎮西』M19.1.30)

(4) 「上海定時通信」(『鎮西』M19.12.11)

(5) 「石炭商の競争」(『鎮西』M19.1.17)

同社の役員は社長三原啓三郎、取締役竹内萬三、支配人本田茂八郎、森崎栄次郎、出納係久米辰介で、社員は池田喜太郎、濱田林平、若林保次郎、太田才二、西川清、油屋仲次郎、荒木十三で、同年3月15日に開業式が行われた。ただしこの会社は、会社というよりもむしろ「組合」ともいふべきもので、なお未加入の石炭商があったという。同社は開業から3日ほどで売買高が3000円余に達し、加入者と未加入者の売買高を比較すると7対3であったといわれる<sup>(6)</sup>。

ところが、開業早々他の石炭商人との競争関係が生じている。同社は長崎にあるすべての石炭商人が団結して構成されていたわけではなく、社外の石炭商人の中には競争を試みて、手数料なしで取引を媒介しようとする者さえ現れた<sup>(7)</sup>。社外で手広く石炭取引を行っていた者には佐賀県蜂の巣炭坑の経営者でもあった原猷一や宮崎静人、大家某、山村某等がいた。結局、同社は社則や運営方法等の点で一致を見ず、しかも数十名の同業者中、参加者が12名ほどであったため、同社に参加していない独立した商人との間で対立が生じた。高島・三池等の石炭で予め外国商社と約定のうえ輸出するもの以外はすべて、港内の貿易商が甚だしい競売をし、そのため価格が低落しただけでなく、種々の悪弊をまねき、ために信用をも失いつつあった<sup>(8)</sup>。

同社の開業から1年もたたないうちに、こうした競争の結果として双方が損害を蒙り、その余波は高島炭坑社へも及び、売買上多少の損害を来したという。前掲第1表からもわかるように、もともと長崎港における輸出炭の単位当たりの価格は明治8年を頂点として、その後下降する傾向にあった。それは石炭が肥前の産炭地から長崎港へ回送される過程で、劣質な石炭を混合されたり、海水をかけて量目を増される等による品位低下のため、価格が下落したことが一因であった<sup>(9)</sup>。しかも明治10年代にはデフレによる物価下落に加えて、石炭商人が「競売するより商利に賢き清商輩がその機に乗じ充分につけこなして買収」したため、長崎港で販売される石炭は非常に下落することがあった<sup>(10)</sup>。

こうした弊害をなくすためには、「更に資本を募り当港の同業者を一致和同して一商会を設立し、その役員の如きはこれまでの営業者を除き局外より相当の人物を撰擢し、是れまでの同業者重立人の内より取締りを置き営業上の鑑査を為さしめ、各株主に毫も疑惑を懐かしめ」ないようにするか、または「各営業者より区々たる抜け売りを為さず、一の連合問屋を設け、局外者をしてその事務を取扱」わせるべきであると主張するものもあった<sup>(11)</sup>。そこで佐賀県小城郡北多久村の炭坑経営者牛島秀一郎等が周旋し、長崎県の遠近勸業課長の勸奨があつて、新たに石炭商が連合することになり、明治19年6月に会社定款が起草されたものの<sup>(12)</sup>、この計画は順調には進まなかった。

(6) 「貿易石炭会社員」(『鎮西』M18.3.18)

(7) 「長崎石炭貿易会社」(『鎮西』M18.3.22)

(8) 「石炭会社創立願副申(長崎区長金井俊行)」(長崎県立図書館蔵「明治二十年 農商課決議簿 会社製造之部」)

(9) 肥前からの長崎着炭の劣質さについては、武野要子「唐津炭坑資料の紹介」(『福岡大学学論叢』17-1)の「唐津石炭売捌方法並予算」(原本長崎県立図書館蔵)を参照。また、明治15年頃、中国人が唐津炭を買い入れ、上海へ輸送した。粗悪であるが安価な唐津炭は高島粉炭の相場も崩す勢いであったという(三菱鉱業セメント株式会社『高島炭硯史』106頁)。

(10) 「石炭の下落」(『鎮西』M19.4.22)

(11) 前掲「石炭商の競争」

(12) 「長崎石炭貿易会社」(『鎮西』M19.6.5)

### 3. 長崎石炭会社の成立

長崎石炭会社は前掲第2表からわかるように、地元の石炭商社の中では比較的長く続いた会社であった。同社創立のため明治19年6月13日、定款協議会が開かれ、県庁から遠近勸業課長、長崎区役所から朝長区長等が臨席したが、出席者が少なく会議終結には至らなかった<sup>(13)</sup>。その後この計画の進展は遅く、組織上のいくつかの点で意見が整わず、9月下旬に至って定款の細目を原猷一、西川清、三原慶三郎、田代源兵衛、竹内萬三の五人の委員が起稿し、再度協議することになった<sup>(14)</sup>。そして正式に「石炭会社創立願」が長崎県知事日下義雄あてに提出されたのは同年10月21日であった。その際次のような定款が示された<sup>(15)</sup>。

#### 石炭会社定款

石炭貿易商業ヲ振起センカ為長崎港同業者一致団結シ茲ニ会社ヲ創立シ其約款ヲ定ムル左ノ如シ

#### 第一章 総則

- 第 一 条 本社名称ハ石炭会社ト称シ長崎区<sup>(空白)</sup> 町<sup>(空白)</sup> 番戸ニ設置ス
- 第 二 条 本社営業ハ石炭販売ノ委托ヲ受ケ其手数料ヲ取ムルニ止リ、一切自己ノ売買ヲ為サ、ルモノトス

但委托者ニ於テ為替金入用ノ節ハ時価七分以内ノ金額ヲ貸与スル事アルヘシ

- 第 三 条 長崎港ニ於テ石炭貿易ヲ営ムモノハ総テ本社ニ加盟セシムルモノトス
- 第 四 条 本社ノ責任ハ無限トス
- 第 五 条 開業後新ニ加盟センヲ欲スル者アル時ハ臨時總會ヲ開キ決議ノ上其株数ヲ定ム可シ
- 第 六 条 本社事業ノ拡張ニ随ヒ便宜ノ他ニ支店或ハ出張所ヲ開設スル事アル可シ
- 第 七 条 営業年限ハ滿十ケ年トス

但滿期ニ至リ株主ノ決議ニヨリ更ニ繼續スルヲ得ヘシ

#### 第二章 資金

- 第 八 条 本社資金ハ壹万円ト定メ是ヲ貳百株ニ分チ壹株金五拾円トス
- 第 九 条 株金ハ年二期ト定メ滿二ケ年ヲ限り募集スヘキモノトス
- 第 十 条 株金払込ノ節ハ社名ヲ以テ領収証ヲ交付スヘシ
- 第 十 一 条 当会社ノ株券売買譲与セント欲スルキハ、其時々役員ノ認印ヲ要スルモノトス
- 第 十 二 条 株券状ヲ毀損シ又ハ紛失シタルキハ保証人連署ノ上速カニ其旨ヲ届出書換ヲ乞フヘシ

#### 第三章 営業

(13) 「石炭会社創立会議」(『鎮西』M19.6.15)

(14) 「石炭商の協議会」(『鎮西』M19.9.21)

(15) (16) 長崎県立図書館蔵『明治二十年 農商課決議簿 会社製造之部』

- 第十三条 貨物ノ販売ハ現品載送船戸町以内ニ入津ノ上委託申込ノ順次ニ随フヘシ  
但購求者ニ於テ特ニ品質ヲ指定スル場合ニ於テハ此限ニアラス
- 第十四条 手数料ハ石炭ノ良否ヲ不問總テ売価ノ五分及万斤毎ニ金壹円ヲ收入シ、人夫賃、五厘金、其他諸費ニ充ツルモノトス
- 第十五条 時機ニ因リ陸揚若クハ海外輸出ヲ為スノ場合ニ於テハ第十四条定費ノ外別ニ其實費ヲ收入スヘシ
- 第十六条 本社開業前株主中売買約定アルモノハ別ニ申合規約ヲ立テ特約スルヲ要ス
- 第十七条 数口ノ貨物混同販売ヲ必要トスル場合ニ於テハ予メ品位ノ等差ヲ鑑定シ置キ以テ其代金ヲ分当スルモノトス
- 第十八条 株主ハ会社ノ販売権ニ関シ社則ニ違背セサル限りハ漫リニ故障ヲ陳スル權ナキモノトス  
但役員ノ参考ニ供シ若クハ注意ヲ促スニ止ルモノハ固ヨリ差支ナシトス
- 第十九条 本社ハ予テ相当ノ金主ト訂約シ為替金ノ準備ヲ為シ置クヘシ
- 第四章 役員
- 第二十条 本社ノ役員ハ左ノ如シ  
社長 壱名  
取締役 五名  
正・副支配人 弐名
- 第二十一条 社長及支配人ハ長崎県庁ノ撰定ヲ乞ヒ、取締ハ株主ノ投票ヲ以テ撰挙スルモノトス  
但社長・支配人ハ株主外ヨリ撰ミ、取締ハ株金七株以上ノ者ニ限ル
- 第二十二条 役員撰挙ハ株主及投票權共過半数ノ投票ヲ以テ決ス、若シ過半数ヲ得サルキハ多数者ヲ候撰人トシ再ヒ投票ヲ以テ決スヘシ  
但同数ハ年長ヲトル者トス
- 第二十三条 社長及支配人ノ任期ハ滿三ケ年トス、其改撰手續ハ第二十一条ニ依ルモノトス
- 第二十四条 取締ノ任期ハ滿三ケ年ト定メ、毎年一月定式会ニ於テ改撰スルモノトス  
但前任者ヲ再撰スルモ妨ケナシ
- 第二十五条 役員任期中ニ欠員アルキハ直ニ撰定補充シテ前任者ノ残期ヲ襲カシム
- 第二十六条 役員事務ハ別ニ章程ヲ定メ株主總會ノ議決ヲ經テ執行スルモノトス
- 第二十七条 役員ノ給料ハ左ノ如シ  
社長 月給百円以内  
取締役 壱名毎ニ 同貳拾円  
正支配人 同七拾円以内  
副支配人 同三拾五円以内
- 第二十八条 社長及役員ノ見込ヲ以テ書記、手代、小使ヲ雇入レ、相当ノ給料ヲ支給スルヲ得ヘシ

第廿九条 役員中若シ不適當ノ所行アルキハ總會ノ決議ヲ以テ直ニ解任スルヲ得ルト雖モ、社長・支配人ニ限り県庁ニ具申シ其黜陟ヲ請フ可シ

#### 第五章 會議

第三十条 會議ハ定式臨時ノ二種トス、毎年一月・七月ニ於テ開クモノヲ定式会トシ、定期外ニ開クモノヲ臨時總會トス

第卅一条 臨時總會ハ社長ノ考按若クハ株主五名以上ノ同意ヲ以テ臨時總會ヲ開クヲ得ヘシ  
但臨時会ヲ請求スルキハ其理由ヲ書ニ認メ社長ヘ請求スヘシ

第卅二条 會頭ハ社長之ニ任ス、社長差支アルキハ支配人之二代ル者トス

第卅三条 會議ハ株主及投票權過半数ニ至ラサレハ開クヲ得ス

第卅四条 投票權ハ一株毎ニ一箇ノ權ヲ有スルモノトス

第卅五条 總テ議事ハ出席人員及投票權トモ過半数ノ同意ヲ以テ決ス、可否同数ナルキハ會頭是ヲ決ス

第卅六条 株主ハ總會ノ通知ヲ得テ漫リニ欠席スルヲ得スト雖モ、若シ止ヲ得サル事故アルキハ開会前其理由ヲ届出ツヘシ

但無届不參スルキハ會議ノ決ヲ取り相当ノ処置ヲ為スヲアルヘシ

#### 第六章 會計

第卅七条 本社總勘定ハ毎年六月・十二月ノ兩期トシ、翌月ノ定式会ニ於テ是ヲ株主ヘ報告スヘシ

第卅八条 純益金分配ハ左ノ如シ

十分ノ一 發起人酬勞金

二十分ノ一 創業費償却

二十分ノ一 役員賞与金

十分ノ一 積立金

十分ノ七 總株配当金

第卅九条 新ニ加盟スル者ハ利益ノ配当損失ノ負担ハ其月ヲ以テ始トス

第四十条 本社閉鎖ノ場合ニ於テハ株金ヲ除クノ外財産ハ總テ現在株高ニ配布スルモノトス

第四十一条 株主ハ何時タリトモ本社ノ帳簿閱覽シ役員ノ説明ヲ求ムルヲ得ヘシ

#### 第七章 犯則

第四十二条 役員中其職務上ノ怠慢ヨリ生スル損害アルキハ株主中協議ノ上出人ヨリ弁償セシムルヲアル可シ

#### 第八章 加除更正

第四十三条 此規則ヲ加除改正スルキハ株主及投票權過半数ノ同意ヲ以テ更正スルト雖モ、本県知事ノ認可ヲ受ク可シ

右条々確守之証トシテ株主一同各自記名調印ス

明治十九年十月廿一日

(筆者註：署名者略)

第3表 長崎石炭会社社員一覧（発起時）

名前	社内の地位	職業	備考
竹内 萬三	発起人	石炭貿易商	貿易石炭会社取締役
田口 静蔵	社員		
田代 源平	発起人・取締役		明治21年5月脱退
西川 清	発起人・取締役		明治21年5月脱退 長崎商業会議所会員
三原 慶三郎	社員	石炭貿易商	貿易石炭会社社長 盛礦社発起人 長崎貿易会所頭取
池田 喜太郎	発起人・取締役	石炭貿易商	貿易石炭会社社員
山村 友造	社員	石炭貿易商	
本田 茂八郎	社員	石炭貿易商	炭集社社長 貿易石炭会社支配人
中川 重蔵	社員		明治21年5月脱退
武末 坂次郎	発起人・取締役	石炭貿易商	明治24年3月脱退 盛礦社発起人
三溝 善蔵	社員		
浦郷 喜助	社員	貿易商	盛礦社支配人
川田 要次郎	社員		
正木 喜平	社員	貿易商	
伊藤 友太郎	社員		明治21年5月脱退
油屋 仲次郎	社員	貿易商	貿易石炭会社社員
太田 才二	社員	石炭貿易商	貿易石炭会社社員
森崎 栄二郎	社員	石炭貿易商	貿易石炭会社支配人
高戸 源吉	社員	石炭貿易商	長崎石炭小売商組合員
山口 初太郎	社員	貿易商	
若林 安次郎	社員		貿易石炭会社社員
久米 辰助	社員		貿易石炭会社出納係

資料：『長崎県統計書』各年、『明治二十年 農商課決議簿 会社製造之部』、三浦忍「五厘金と長崎貿易会所」（長崎県立国際経済大学『調査と研究』第9巻1号。原資料は長崎県立図書館所蔵『厘金一件書』）。同「長崎貿易会所発足時における五厘金の徴集と会所経費」（同『調査と研究』第10巻1号）。備考：会社定款に署名した者を載せた。

この定款には第3表の貿易商等が署名している。

同社が翌明治20年2月12日に設立認可を受けた一方、同年3月26日には先の貿易石炭会社が解社となっている。解社届けには、解社廃業の理由は「都合ニヨリ」と書かれているが<sup>(16)</sup>、開業以来石炭商況の不景気と社外石炭貿易商との競争のため、経営を維持し難いことはかねてより噂されていた<sup>(17)</sup>。

先に提出されていた定款の一部が以下のように変更され<sup>(18)</sup>、設立認可から半年近く経った8月1日ようやく長崎石炭会社の開業式が行われた<sup>(19)</sup>。

更正条々

第 一 条 本社ノ名号ハ長崎石炭会社ト称シ長崎区浦五島町十七番戸ニ設置ス

第 九 条 株金ハ株主總會ノ決議ヲ經、適宜割賦ヲ以テ満式ケ年ヲ限り募集スルモノトス

第 二 十 条 本社ノ役員ハ左ノ如シ

(17) 「貿易石炭会社解散」（『鎮西』M20.4.8）

(18) 前掲『農商課決議簿』同社の所在地は定款では浦五島町となっているが、後に江戸町へ移転したようである。

(19) 「長崎石炭会社開業式」（『鎮西』M20.7.31）

社長 壱名

副社長 壱名

取締役 五名

第廿壱条 正・副社長ハ（株主外ヨリ）長崎県庁ノ撰定ヲ乞ヒ、取締役ハ株主ノ投票ヲ以テ撰  
挙スルモノトス

但被撰挙権ハ七株以上ノ株主ニ限ル

第廿三条 正・副社長ノ任期ハ満三ケ年トス、其改撰手續ハ第廿壱条ニ依ルモノトス

第廿七条 役員ノ俸給ハ申合規則ノ定例ニ依ルモノトス

第廿九条 役員中若シ不適當ノ敢行アル時ハ總會ノ決議ヲ以テ直ニテ解任スルヲ得ルト雖モ、  
正・副社長ハ県庁ニ具申シ其黜陟ヲ請フベキモノトス

第三十二条 会頭ハ社長之ニ任ス、正・副社長差支アルキハ会員ノ投票ヲ以テ取締役中ヨリ之ヲ  
撰任スルモノトス

定款によれば、長崎石炭会社は長崎港の石炭貿易商すべてを参加させた石炭の委託販売会社兼為替金貸与会社であった。同社の特異な点は社長と副社長は県庁の選定を仰ぐとしたことである。このことはそれらの役員を同業者中より選挙した場合には、社員等が猜疑心を持ち、そうなれば会社の秩序維持が困難となり、先の貿易石炭会社の轍を踏み兼ねないことを考慮しての決定であったようである<sup>(20)</sup>。この、正・副社長を「官撰」とする方法は認められたが、社長は適任者がいなかったためか決められず、長崎区興善町の高石紀年が副社長に選ばれ、とりあえず社長代理として開業届けを提出した模様である<sup>(21)</sup>。また株主投票によって、発起人であった田代、池田、西川、武末の4名はそのまま取締役になり、そして竹内に代わって東嶋猷一が取締役となった<sup>(22)</sup>。

#### 4. 長崎石炭会社開業後の状況

長崎の石炭貿易商のうち、会社に加盟せず、反対の立場に立つものが数名あった。長崎居留の中国商人たちはこの点に目をつけ、互いに申し合わせ、努めてこれら反対者のもとへ送られてくる石炭のみを買い入れ、やむを得ない場合以外は同社の石炭を買わないよう計画した。中国商人たちは、自分らが団結して購入しなければ、同社は石炭を香港や上海に輸送するであろうが、それらの港でも同様に申し合わせて同社の送り炭はなるべく買わないようにし、そうなれば同社は必然的に損害を蒙るであろうと予想していることが報じられている。中国商人にとって三菱や三井などは大会社であるため、これら両社とあえて競争するのは無益であるが、長崎石炭会社の場合は「僅かに三万円<sup>(三万円)</sup>の資本金なれば、三、四ヶ月を出ずして瓦解に至る」と考えられていたのであった<sup>(23)</sup>。

(20) 「石炭会社創立願之件」(前掲『農商課決議簿』)。

(21) 「石炭会社副社長撰定之件」(前掲『農商課決議簿』)。支配人が副社長に名称変更されている。

(22) 「御届」(前掲『農商課決議簿』)。東嶋猷一は佐賀県古賀山炭坑の経営者であった。

(23) 「居留清商の気構え」(『鎮西』M20.8.31)

長崎石炭会社が設立されて間もなく、金丸清吉を支配人として金丸商社という石炭商社が設立された。もっともこの会社は石炭だけでなく、コークス、材木、米穀、海・陸産物等の委託販売を業務としていたようで<sup>(24)</sup>、長崎石炭会社に加盟しなかった石炭商人が、独立営業を許されなかったためやむを得ず金丸商社に加わったようである。さらに旧石炭貿易会社の社員で長崎石炭会社に加盟していない者3、4名が金丸商社の例にならって会社を設立して石炭売買を行うことを計画していた<sup>(25)</sup>。

さらに行政上の問題も生じている。長崎区の石炭貿易商へは悉く長崎石炭会社への加盟が勧められていたが、隣接する西彼杵郡では貿易営業許可を得ても加盟しないまま開業する者があつたらしい。このことは長崎区役所から県当局へ報知された。当局においても「先ツ該社へ加盟之義懇諭承諾セシメ候上許可スルニ非サレハ続々反対者ヲ生シ、折角ノ団結モ終ニ其勢ヲ失スルニ至」り、そうなれば「自然当港ノ不利益ヲ生」じかねないとして、西彼杵郡長あて、注意するようにとの達し案が決議されている<sup>(26)</sup>。

また、同社開業から1年も経たない明治21年5月末には、社員のうち田代源平、西川清、中川重蔵、伊藤友太郎の4名が社員一同へ示談のうえ、一度に脱退した。このうち田代と西川はもともと同社の設立発起人総代であり、したがって会社設立の中心となった人物の一部が脱退したわけである。この4名は各自で退社届けを県庁に提出しているが、ただひとり理由を記している田代の退社届けによれば、脱退の理由は「今般坑主即チ貨主ノ望ニ依リテ、会社共同ノ営業ヲ止メ一己独立ノ営業ヲ為ス事ニ決意」したことであって、これが事実であれば荷主側の意向が影響していることが窺われる<sup>(27)</sup>。

このように外国商人との対抗関係のみが問題となっただけでなく、日本の貿易商の内部からその団結が緩みがちであった。長崎石炭会社は開業から2年後、定款の「長崎港ニ於テ石炭貿易ヲ営ムモノハ総テ本社ニ加盟セシムルモノトス」という条項を削除する旨の認可願いを提出せざるを得ず、同時に当初の無限責任制を有限責任制に改めた<sup>(28)</sup>。

同社はこのように不安定な状況を脱する方法を模索するかのようになり、同時期に、県内北松浦郡北部坑業組合との間で石炭委託販売契約を結び、「該約定特別御保護ノ為メ」県知事宛にその認可願いを提出しており、直ちに認められた<sup>(29)</sup>。

#### 石炭委託販売約定書

長崎県北松浦郡北部坑業組合員カ採掘スル塊炭ノ販売ヲ長崎県長崎市長崎石炭会社エ委託販売スルニ付、双方之間ニ取結タル約定左ノ如シ

第 壹 条 北部坑業者組合ヲ甲トシ、長崎石炭会社ヲ乙トシ、第二条以下甲乙ヲ以テ代表ス可シ

(24) 『長崎県統計書』明治20・21年版。

(25) 「石炭商社又興らんとす」(『鎮西』M20.9.3)

(26) 「石炭会社之件」(前掲『農商課決議簿』)

(27) 「退社届書」(長崎県立図書館蔵『明治二十一年中 農商課決議簿 会社製造之部』)

(28) 「長崎石炭会社」(『鎮西』M22.8.6)

(29) 長崎県立図書館蔵『明治二十二年中 農商課決議簿 組合之部』

- 第 貳 条 本約期限ハ明治廿二年八月ヨリ来廿三年七月迄満壹ケ年ト為スト雖氏，甲乙熟議ノ上永遠ノ繼續ヲ図ルモノトス
- 第 三 条 甲者カ採掘スル所ノ塊炭ヲシテ長崎港エ輸送スル分ハ直接間接ヲ問ハス都テ乙者エ委託シ，壹塊タリ氏 他問屋エ依ラシメザルベシ
- 第 四 条 甲者ハ前条之約定ヲ履行スルニ付，若シ買積船其他エ売渡シ其買積其他ニ於テ長崎港エ輸送スル時ハ乙者ノ外他問屋エ委託セサル様承諾致サス可シ，之ヲ拒ム者エハ一切売買ヲナサルハ勿論，已ニ承諾スルト雖氏，万一違約スル時ハ甲者ハ積荷炭量每壹万斤金五円ツ、違約償金ヲ乙者エ渡スモノトス
- 第 五 条 甲者ハ石炭積入済出帆致サセタル時ハ其船名炭量共直チニ郵便ヲ以テ乙者エ報告ス可シ
- 第 六 条 甲者ハ乙者カ販売上購求者ニ対シ自然信用ヲ欠クノ恐アルヲ以テ品質ノ精撰ヲ專ラトシ，粉炭ヲ混スルカ亦ハ格別劣等ノ炭質ヲ輸送セザル様精々注意ス可シ
- 第 七 条 甲者ハ乙者ニ対シ販売上不都合ノ廉アリト認ムルキハ相当ノ弁償金ヲ出サシム  
但本条ノ場合ニ於テ甲者ハ乙者ニ対シ金錢上ノ義務ヲ果タシ解約スルコトアルヘシ
- 第 八 条 甲者ハ其組合中ニ於テ若シ此約定ニ違背スル時ハ今回製定管理庁ノ認可ヲ得タル其組合規約書ニ照シ処分アラシム直チニ管理庁ニ稟請シ，其決局ヲ乙者ニ報道スルモノトス
- 第 九 条 乙者ハ甲者カ委託スル石炭ハ都テ本港時々ノ相場ヲ以テ販売スルモノトス  
但乙者ハ炭価ニ格別ノ高下アル時ハ其都度甲者ニ報告ヲ怠ラザル可シ
- 第 拾 条 乙者ハ甲者カ輸送シタル石炭ハ販売ハ勿論，荷揚共貳週間ヲ經過セザル様最モ注意ス可シ
- 第 拾 壹 条 乙者ハ販売炭ニ対シ増磅ノ量ハ每桶拾六磅ヨリ多カラザルコトニ注意ス可シ  
但濡炭アル時ハ此限ニアラス
- 第 拾 貳 条 乙者ハ販売炭代金及運賃金ハ荷揚之時々計算書ト共ニ甲者カ予テ指定スル人エ払渡ス可シ
- 第 拾 三 条 乙者カ販売代価ヨリ扣除スル者左ノ如シ  
第一項 手数料販売之五歩（金高百円ニ付五円也）  
第二項 荷揚人夫賃壹万斤ニ付六拾五銭（時々ニヨリ増減アルヘシ）  
第三項 貳厘金壹円ニ付貳厘宛（売炭代金高ニ係ル）
- 第 拾 四 条 乙者ハ前金等貸渡受托販売ヲナスノ必用ナキモ，甲者カ止ヲ得サル事故ニ抛リ為荷換ノ外借金ノ依頼アル時ハ別ニ約束ヲ極メテ貸与スルコトアル可シ，此場合ニ於テハ返済ノ方法ヲ明記シタル借用証券ヲ受取シ置ト雖氏，甲者ニ於テ万一其契約ニ違フ時ハ販売炭代金ヲ以テ元利皆引去ルコトアル可シ
- 第 拾 五 条 本約ハ全ク委託販売ニ限ルト雖氏，双方協議ノ上六ヶ月間ヲ一期トシ，甲乙間ニ於テ売買スルコトアル可シ

但本条ノ場合ニ於テハ別ニ其売買ニ係ル約定証書ヲ取換ス可シ

第 拾 六 条 本約ヲ確カメンガ為メ此約定ハ管理庁ノ認可ヲ得テ実施スルモノトス

右之条々確守之証トシ約定証書式通ヲ製シ双方記名調印シ各壱通宛保存スルモノ也

明治廿二年八月五日

長崎県北松浦郡北部坑業者組合頭取

真 木 修 蔵 印

同県同郡北部坑業者

渋 谷 直 吉 印

右 同

前 田 若 松 印

右 同

佐 治 嘉 四 郎 印

右 同

中 原 福 太 郎 印

右 同

植 村 浅 吉 印

長崎県長崎市

江 戸 町

長崎石炭会社 印

同社副社長

高 石 紀 年 印

同 社 取 締

池 田 喜 太 郎 印

長崎石炭会社は社員が次々と脱退して独立し、あるいは新たな会社が成立して競争者となりつつある状況のもとで、少なくとも県下北松浦郡北部から長崎港にもたらされる石炭を独占的に集荷しようと試みたのであった。この約定は第二条に定められた通り、1年間履行されただけで延長されず、「満期ニ至リ双方熟議ノ上解約」となったが<sup>(30)</sup>、その間の事情は不詳である。

同社の取締役であった武末坂次郎は明治24年3月に辞任した<sup>(31)</sup>。辞任の理由は新たに石炭、その他を扱う委託販売会社を設立するためであったようである。武末は会社辞任後、盛礦社の設立発起人として設立認可を出願している<sup>(32)</sup>。設立時の盛礦社の株主は武末坂次郎、浦郷喜助、守軔孫右衛門、谷口伊豫治、三原慶三郎、中川重蔵、竹内重太郎、中村彌四郎、高戸源吉、三溝栄三郎であって、これらのうち、武末、浦郷、三原、中川、高戸の5名は前掲第3表のように、かつて長崎石炭会社に参加していた者であって、長崎石炭会社が分裂する形で盛礦社が成立したのである。盛礦社は、社長武末坂次郎、支配人浦郷喜助、取締役人守軔孫右衛門、出納係伊藤作平の各役員が株主総会で選定され、明

(30) 「解約御届」(長崎県立図書館蔵『明治二十三年中 農商課事務簿 会社組合之部』)

(31) 「辞任届」(長崎県立図書館蔵『明治二十四年 第二課事務簿 会社組合之部』)

(32) 「御認可願」(同前)

治24年4月24日に開業した<sup>(33)</sup>。

盛礦社は石炭、その他の貨物販売を専務とし、同時に、委託者に為替金が必要な場合にそれを貸付け、金利・手数料を得る業務も行った。同社は資本金を7000円と定めながら、「半額之積立テヲ延期中」のまま営業していたが、明治25年9月、資本金を半減し、3500円で営業することになった。その後の同社の営業状態については不明であるが、必ずしも順調ではなかったようで、5年間の営業年限を待たずに明治26年2月3日に解社となった<sup>(34)</sup>。

一方の長崎石炭会社は存続し、明治27年2月3日に改組されて長崎石炭合資会社として新たに開業した。社長は高石紀年、取締役兼支配人は池田喜太郎であった<sup>(35)</sup>。

## 5. おわりに

以上のように、明治20年代の長崎における石炭貿易商の結社に注目してその動向をみると、いくつかの石炭商社が設立され、解体し、あるいは分裂したことがわかる。既存の大商社である三井や三菱は石炭輸出において隔絶した地位を占めていた一方で、日本の中小貿易商は外国商人、とりわけ中国商人に取引の主導権を握られていた。そこで、組織的に濫売の弊害を改善することによって、利益を確保しようとしたのであった。

しかしながら、それは必ずしも順調に進まなかった。明治20年代には、「三菱炭坑舎は一手に数艘の外国船を雇入れ盛んに海外諸港に輸出し、三池石炭ハ三井物産会社の引受にて二、三の内国船と数艘の外国船にて是亦劣らず口之津より輸出す、其他唐津・多久・筑前炭等の如き三井物産会社の引受或は支那日本貿易商会、リング商会の約定品にあらざれば支那商に売渡す」というような状態で<sup>(36)</sup>、結局、「長崎石炭会社は一局部(肥前か)の筑前炭を取次くものにして、是れも亦た他の濫売の弊を矯正するといふ訳にも到らず、一社持続上の点に於て信用を厚せんとするのみ」であった<sup>(37)</sup>。

ここで主に取り上げた長崎石炭会社は、基本的には直輸出を目的として設立された商社ではなく、荷主と外商の間に介在して手数料を収益する委託仲買商社にとどまっていた。したがって輸出業務そのものは依然として外国商人に依存していた。貿易商どうしが結束し会社組織によって外国商人に対抗しようとした点に、この時期の長崎における石炭輸出の一特徴が見いだせる。ここでとりあげた石炭輸出の例を見ても、長崎港の場合、いわゆる「商権回復」が容易になされなかったことが窺われよう。

(33) 「開業御届」(同前) 同社の場合、長崎石炭会社と異なり、役員は株主中より選挙で決められた。

(34) 「解社届」(長崎県立図書館蔵『明治二十六年 第三課事務簿 会社組合之部』)

(35) 「広告」(『鎮西』M27.2.4)。由井常彦・浅野俊光編『日本全国諸会社役員録』によれば、同社は明治35年まで存続していたようである。

(36) 「石炭運輸の拡張」(『鎮西』M22.1.17)

(37) 「石炭の景況」(『鎮西』M23.1.9)